

区域：宮城県全域 期間：令和2年4月17日から5月6日まで

特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、**外出の自粛を要請**します。

- ・ 医療機関への通院，食料・医薬品・生活必需品の買い出し，必要な職場への出勤，屋外での運動や散歩など，生活の維持に必要な場合を除き，原則として外出しないことを要請します。
- ・ やむを得ず外出する場合でも「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや，こまめな手洗い，マスクの着用，手が触れる物や箇所の消毒などを行い感染予防に努めるとともに，買い出しは一人で行くなど，必要最小限の人数や時間での外出，在宅勤務（テレワーク）や時差出勤などの徹底に努めてください。
- ・ 特に，繁華街の接待を伴う飲食店等については，年齢等を問わず，強く自粛を要請します。
- ◎ また，大型連休期間においては，不要不急の帰省や旅行など，県をまたいで移動することは自粛するよう要請します。

イベント・パーティー等，催物の開催自粛の要請について

区域：宮城県全域 期間：令和2年4月17日から5月6日まで

特措法第24条第9項に基づき，イベント主催者
に対し，**催物開催の自粛を要請**します

- ・ 屋内外を問わず，複数の者が参加し，密集状態等が発生するおそれのあるイベント，パーティー等の開催について，自粛を要請します。

<具体例>

パーティー・物産展・式典・講演会・研修会・スポーツ行事 等

※生活の維持に必要なものについては，感染予防・拡大防止策を徹底